

## スマートビザ

辻本 浩一郎

タイ暫定内閣は、2018年1月16日、外国人の専門家、上級管理職、起業家及び投資家向けの新しいビザ「スマートビザ」を承認し、Thailand 4.0のビジョンに基づき10の重点産業であるS字型カーブ産業：次世代自動車、スマート電子機器、富裕層向け医療・福祉ツーリズム、農業・バイオテクノロジー、未来のための食品、自動化機械・ロボット、航空及びロジスティックス、バイオ燃料及びバイオケミカル、デジタル・エコノミー、メディカル・ハブへの投資を促進していくことをあらためて確認しました。

## ＜スマートビザの認定＞

このスマートビザ申請者は、決められた基準に沿った必要な資格を持ち、政府の関係機関により認定される必要があります。その認定には、専門知識や能力の認定、ターゲット産業で生産プロセス・サービス技術の使用の認定、及び新規事業の起業プログラムへの参加の認定があります。これらの資格の認定を管轄する政府機関は、国家科学技術開発庁（NSTDA）、国家イノベーション庁（独立行政法人）及びデジタル経済振興庁（DEPA）となります。このプログラムは、2018年2月1日より着手されています

## ＜スマートビザ 4つのカテゴリー＞

4つのカテゴリーとその特典については次の通りです。

カテゴリー	① スマートT(能力)	② スマートI(投資家)	③ スマートE(上級管理職)	④ スマートS(起業)
	ターゲット産業で働くことを望む、科学・技術の分野で高度なスキルを持つ専門家	製造または配送サービス技術を使用するターゲット産業企業に投資する投資家	製造または配送サービス技術を使用する、ターゲット産業企業で働く上級管理職	ターゲット産業に投資することを希望する外国人起業家
ビザ	最長4年 (残存する雇用・サービス契約期間を超えないこと)	最長4年	最長4年 (残存する雇用・サービス契約期間を超えないこと)	初回1年 要件を満たせば、2年以下で更新可能
手続	90日毎の移民局への出頭を1年に延長 再入国許可が不要			
労働許可	承認された企業またはタイ政府機関での就労には許可不要 仕事の変更または追加の前に、公式な承認を取得しなければならない	承認された企業での就労には許可不要 仕事の変更または追加の前に、公式な承認を取得しなければならない		承認された企業またはプロジェクトでの就労には許可不要 仕事の変更または追加の前には、公式な承認を取得しなければならない (外国人の一般的職業及び専門的職業の禁止リストに掲載の仕事は不可)
配偶者等の権利	配偶者及び子供にタイでの滞在・労働の権利を付与 (外国人の一般的職業及び専門的職業の禁止リストに掲載の仕事は不可労働を希望する子供は、18歳以上のみ)			
	配偶者及び子供にタイでの滞在許可を付与 配偶者に労働許可がなくても就労する許可を付与 (外国人の一般的職業及び専門的職業の禁止リストに掲載の仕事は不可)			

スマートビザにご興味がありましたら、国際ビジネス支援センターまでご連絡ください。